

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年9月9日

**【会社名】** 株式会社明光ネットワークジャパン

**【英訳名】** MEIKO NETWORK JAPAN CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 渡 邊 弘 毅

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

**【電話番号】** 03(5860)2111

**【事務連絡者氏名】** 経営企画室長 高 橋 利 忠

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

**【電話番号】** 03(5860)2111

**【事務連絡者氏名】** 経営企画室長 高 橋 利 忠

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 216,902,400円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数      | 内容  |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 347,600株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。<br>なお、単元株式数は100株となっております。 |

(注) 1. 平成22年9月9日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数      | 発行価額の総額(円)  | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当        | -        | -           | -           |
| その他の者に対する割当 | 347,600株 | 216,902,400 | -           |
| 一般募集        | -        | -           | -           |
| 計(総発行株式)    | 347,600株 | 216,902,400 | -           |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## (2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額<br>(円) | 申込<br>株数単位 | 申込期間          | 申込証拠金<br>(円) | 払込期日          |
|---------|--------------|------------|---------------|--------------|---------------|
| 624     | -            | 100株       | 平成22年9月24日(金) | -            | 平成22年9月24日(金) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
 3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
 4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、

## (3) 【申込取扱場所】

| 店名                   | 所在地               |
|----------------------|-------------------|
| 株式会社明光ネットワークジャパン 総務部 | 東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 |

## (4) 【払込取扱場所】

| 店名                  | 所在地               |
|---------------------|-------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 西池袋支店 | 東京都豊島区西池袋一丁目22番8号 |

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 216,902,400 | 1,000,000    | 215,902,400 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社と割当予定先である株式会社早稲田アカデミー（以下「早稲田アカデミー」という。）との間で包括的業務提携の一環として行われる資本提携の一部として実施されるものであります。

したがって、上記の差引手取概算額215,902,400円につきましては、早稲田アカデミーの発行する普通株式の市場買付け（ただし、既存株主から買取りの申し出があった場合には、必要に応じて買取りを行う可能性があります。なお、その場合の買取り価格については、市場価格を基準とした適正価格で買取ります。以下同じ。）に全額充当する計画であり、平成22年9月10日以降、順次支出する予定であります。なお、支出実行までの資金管理については、当社銀行口座において管理いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

|                 |   |
|-----------------|---|
| 名称              | 株式会社早稲田アカデミー  |
| 本店の所在地          | 東京都豊島区池袋二丁目53番7号  |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書<br>事業年度 第36期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)<br>平成22年6月29日関東財務局長に提出    |
|                 | 四半期報告書<br>事業年度 第37期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)<br>平成22年8月6日関東財務局長に提出 |

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

|          |                     |   |
|----------|---------------------|---|
| 出資関係     | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。   |
|          | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。   |
| 人事関係     |                     | 該当事項はありません。   |
| 資金関係     |                     | 該当事項はありません。   |
| 技術又は取引関係 |                     | 該当事項はありません。<br>なお、平成22年8月27日付で当社と当該会社の間で、業務提携契約を締結しております。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成22年9月9日現在におけるものであります。

## c 割当予定先の選定理由

## (1) 業務提携・資本提携の背景と目的

当社は、「教育・文化事業への貢献を通じて人づくりを目指す」「フランチャイズノウハウの開発普及を通じて自己実現を支援する」という2つの経営理念を掲げ、「自立学習」「個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」の直営及びフランチャイズシステムでの全国展開をしており、個別指導塾のパイオニアとして、個別指導の運営技術、フランチャイズ展開に高い評価を受けております。今後は、難関校志望者など、更なる多様な個別指導ニーズに応え、教科指導をより強化することにより、生徒数増や高い合格実績を生み出すことが、更なる発展のための要素と捉えております。

一方、早稲田アカデミーは、創業以来「本気でやる子を育てる」という教育理念及び「目標に向かって真剣に取り組む人間の創造」という経営理念を一貫して掲げ、進学塾「早稲田アカデミー」を展開し、開成高校、早慶附属中学・高校を始めとし、難関中学・高校・大学入試においてトップレベルの合格実績を誇っております。また、志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じ、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供を育てる」ことを基本方針として、質の高い授業サービスの提供をしております。

早稲田アカデミーは創業以来、集団指導を主として提供してまいりましたが、近年は、多様化する教育情勢の中で、集団指導を補完する意味での個別指導ニーズや、難関校受験に対する個別指導のニーズに応えるべく独自にMYSTAブランドで個別指導教室を展開しております。MYSTAは現在12教室を展開しており今後は、より多くの難関校志望者の個別指導ニーズに対応するために、早期に個別指導教室の運営ノウハウを確立し更なる展開を図っていくことが、収益拡大に向けての要素の一つとして捉えております。

この両社が、集団指導と個別指導の相互補完による更なる合格実績の向上、個別指導により難関校を目指す新たな生徒層の獲得を目指して業務提携を行い「早稲田アカデミー」ブランドの個別指導教室の積極的な展開を行うことにより、更なる生徒数増や合格実績向上を実現し、両社の企業価値向上が図れるものと判断いたしました。

更に、業務提携による早稲田アカデミーと当社との信頼・協力関係をより強固なものにするために資本提携を行うことで両社が合意するに至りました。

## (2) 業務提携の内容骨子

高学力層向け個別指導塾「早稲田アカデミー個別指導学館(仮称)」の開発及び展開

- ・ 早稲田アカデミーの持つ難関校受験指導ノウハウ及び教科指導ノウハウ、当社の持つ個別指導ノウハウを活かした、高学力層向け個別指導塾「早稲田アカデミー個別指導学館(仮称)」の新規開発
- ・ 両社の相互協力による「早稲田アカデミー個別指導学館(仮称)」の新規立ち上げ(平成23年1月2校出校予定)
- ・ 「早稲田アカデミー個別指導学館(仮称)」の相互展開(各社各々による直営展開並びに当社によるフランチャイズ展開)(平成24年より開始予定)

教育情報・受験情報・地域情報等の共有と相互提供

教材・指導コンテンツ、研修コンテンツ類の共同開発並びに相互提供

相互協力による人材育成

### (3) 資本提携の目的及び内容

前記記載のとおり、早稲田アカデミーと当社は、両社の信頼・協力関係をさらに強固なものにするために、早稲田アカデミーが当社の保有する自己保有株式347,600株を取得することで合意いたしました。本件株式取得後に、早稲田アカデミーが所有することとなる当社株式の所有株式数割合は、発行済株式総数に対して1.00%の割合となります。

また、当社は、早稲田アカデミー発行済普通株式346,700株を限度として市場買付けにより取得することについて合意いたしました。市場買付けにより取得することにした理由といたしましては、第三者割当増資では、株式価値の希釈化が生じるためであります。

本件株式取得後に、当社が所有することとなる早稲田アカデミー株式の所有株式数割合は、発行済株式総数に対して5.00%の割合となります。

#### d 割り当てようとする株式の数

早稲田アカデミーに自己株式347,600株(発行済株式総数の1.00%)を割り当てる予定です。

#### e 株券等の保有方針

上記割当予定先から株式の保有方針について、一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間において割当予定先が本件第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書をいただいております。

#### f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は直近月次決算日(平成22年7月31日現在)において、払込みに必要な現金及び預金(貸借対照表計上額822,817千円)を有していることを当該会社の財務諸表により確認しております。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所に上場しております。また、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の回答を口頭で得ております。なお、割当予定先が東京証券取引所に提出された「コーポレートガバナンス情報」において、同社が、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係・取引・交渉をせず、また利用しないことを基本方針として定めていること、並びにマニュアルの制定・周知徹底・社員教育に努めていることを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本自己株式処分により割当予定先が取得する予定の株式について、譲渡を制限しておりません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

1株あたりの処分価額は624円としましたが、これは平成22年6月9日から平成22年9月8日までの3か月間の東京証券取引所における終値平均(円未満切捨て)を採用したものです。

3か月平均とした理由は以下のとおりであります。

取締役会決議日直前取引日(平成22年9月8日)の終値の株価については、平成22年8月27日に公表された適時開示資料「株式会社明光ネットワークジャパンと株式会社早稲田アカデミーとの業務提携に関するお知らせ」による株価への影響があること

6か月間(平成22年3月9日～平成22年9月8日)終値平均については、平成22年4月15日に実施した自己株式立会外買付取引による自己株式の取得(取得した株式の総数4,863,500株、取得価額の総額3,355,815,000円)による株価への影響があること

以上のことから、取締役会決議日前直近1か月間(平成22年8月9日～平成22年9月8日)終値平均株価又は取締役会決議日前直近3か月間(平成22年6月9日～平成22年9月8日)終値平均株価のいずれかを採用することが合理的であると考えました。これらのうち、直近3か月間終値平均株価の方がより上記の適時開示資料の影響が僅少であると考え、直近3か月間終値平均株価が最も合理的なものであると判断し採用いたしました。

なお、1株あたりの処分価額と東京証券取引所における取締役会決議日直前取引日(平成22年9月8日)終値667円との乖離率は-6.45%、取締役会決議日前直近1か月間(平成22年8月9日～平成22年9月8日)終値平均642円との乖離率は-2.80%、同じく直近6か月間(平成22年3月9日～平成22年9月8日)終値平均628円との乖離率は-0.64%となります。

また、処分価格の適法性については、取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役3名)から、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、上記算定根拠による処分価格は、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の処分数量347,600株は、当社発行済株式総数(34,758,900株)に対し1.00%(平成22年2月28日時点の総議決権数に、今回処分による増加を加えた議決権数336,340個に対する割合は1.03%)であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本件の処分先との業務提携により当社の企業価値の向上につながると考えており、従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断します。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称  | 住所   | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数に<br>対する所有議<br>決権数の割合<br>(%) | 割当後の所有<br>株式数(株) | 割当後の総議<br>決権数に對す<br>る所有議決権<br>数の割合<br>(%) |
|---|--|--------------|-----------------------------------|------------------|---|
| 明光株式会社  | 東京都新宿区市谷本村町7<br>- 4  | 5,064,000    | 15.21                             | 5,064,000        | 18.23                                     |
| 株式会社ベネッセホール<br>ディングス  | 岡山県岡山市北区南方三丁<br>目7-17  | 4,863,500    | 14.61                             | -                | -   |
| 渡邊 弘毅   | 埼玉県所沢市   | 3,894,600    | 11.70                             | 3,894,600        | 14.02                                     |
| ステート ストリートバン<br>ク アンド トラストカンパ<br>ニー<br>(常任代理人 香港上海銀行<br>東京支店)   | P.O. BOX 351 BOSTON<br>MASSACHUSETTS 02101 U.S.<br>A.<br>(東京都中央区日本橋三丁目<br>11-1)        | 2,554,600    | 7.68                              | 2,554,600        | 9.20                                      |
| 奥井 世志子  | 東京都新宿区   | 1,492,800    | 4.49                              | 1,492,800        | 5.37                                      |
| 株式会社学研ホールディ<br>ングス  | 東京都品川区西五反田三丁<br>目11-8  | 1,473,573    | 4.43                              | 1,473,573        | 5.30                                      |
| ザバンクオブニューヨー<br>ク - ジャスディック ト<br>リーティー アカウント<br>(常任代理人 株式会社みず<br>ほコーポレート銀行決済営<br>業部)                                 | AVENUE DES ARTS 35 KUNST<br>LAAN, 1040<br>BRUSSELS, BELGIUM<br>(東京都中央区月島三丁目16<br>- 13) | 934,200      | 2.81                              | 934,200          | 3.36                                      |
| ビービーエイチ フォー<br>イデリティー ロープライ<br>ス ストック ファンド<br>(常任代理人 株式会社三菱<br>東京UFJ銀行)   | 40 WATER STREET, BOSTON<br>MA 02109<br>U.S.A.<br>(東京都千代田区丸の内三丁<br>目7-1<br>決済事業部)       | 730,000      | 2.19                              | 730,000          | 2.63                                      |
| モルガンスタンレーアンド<br>カンパニーインク<br>(常任代理人 モルガン・ス<br>タンレー証券株式会社)  | 1585 BROADWAY NEW YORK,<br>NEW YORK 10036, U.S.A<br>(東京都渋谷区恵比寿三丁目<br>20-3)             | 612,500      | 1.84                              | 612,500          | 2.20                                      |
| メロンバンク エヌエーア<br>ズ エージェントフォー<br>イツ クライアントメロ<br>ン エービーエヌ オムニバ<br>ス ユーケー ペンション<br>(常任代理人 株式会社みず<br>ほコーポレート銀行決済営<br>業部) | ONE BOSTON PLACE BOSTON,<br>MA 02108<br>(東京都中央区月島三丁目16<br>- 13)                        | 589,800      | 1.77                              | 589,800          | 2.12                                      |
| 日本トラスティ・サービ<br>ス 信託銀行株式会社(信託<br>口)  | 東京都中央区晴海一丁目8<br>- 11   | 523,500      | 1.57                              | 523,500          | 1.88                                      |
| 計   | -  | 22,733,073   | 68.30                             | 17,869,573       | 64.32                                     |

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年2月28日現在の株主名簿を基準として  
おります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年2月28日現在の状況を原則と  
してありますが、平成22年4月15日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引により、株式会社ベネッセホール  
ディングスから4,863,500株を取得し、当社株式の所有議決権数の割合は0%となっておりますので、同社の当該項目  
を-として表示しております。

また、Lindsell Train Limitedから平成22年7月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成22  
年6月30日現在で当社株式の保有割合が5.01%である旨の報告を受けておりますが、平成22年9月9日現在における  
実質所有株式数の確認ができませんので、上記の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権  
数の割合については記載していません。



3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、分母の総議決権数を277,837個(株式数27,783,700株)として算定しております。分母の総議決権数の算定につきましては、平成22年2月28日現在の発行済株式総数(34,758,900株)から平成22年2月28日現在の単元未満株式数(800株)及び割当後の保有自己株式数(単元未満株式を除き6,974,400株)を控除したものであります。
4. 上記のほか、当社が保有している自己株式は、平成22年2月28日現在で1,471,720株、割当直前で7,322,020株、割当後6,974,420株あります。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4)発行済株式総数、資本金等の推移」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年11月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）までに次のとおり増加しております。

| 年月日                | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|--------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成21年11月30日<br>(注) | 3,000                 | 34,758,900           | 837            | 965,159       | 834                  | 908,150             |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

### 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年11月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 3. 自己株式の取得状況

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）の提出日（平成21年11月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）までの間の自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類      普通株式

#### 1 取得状況

##### (1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

##### (2) 取締役会決議による取得の状況

平成22年4月30日現在

| 区分   | 株式数(株)    |           | 価額の総額(円)      |
|--|-----------|-----------|---------------|
| 取締役会(平成22年4月14日)での決議状況<br>(取得期間平成22年4月15日) | 5,000,000 |           | 3,450,000,000 |
| 報告月における取得自己株式(取得日)                         | 4月15日     | 4,863,500 | 3,355,815,000 |
| 計  | -         | 4,863,500 | 3,355,815,000 |
| 報告月末現在の累積取得自己株式                            | 4,863,500 |           | 3,355,815,000 |
| 自己株式取得の進捗状況(%)                             | 97.27     |           | 97.27         |

平成22年5月31日現在

| 区分   | 株式数(株)  |         | 価額の総額(円)    |
|--|---------|---------|-------------|
| 取締役会(平成22年5月26日)での決議状況<br>(取得期間平成22年5月27日) | 900,000 |         | 555,300,000 |
| 報告月における取得自己株式(取得日)                         | 5月27日   | 830,000 | 512,110,000 |
| 計  | -       | 830,000 | 512,110,000 |
| 報告月末現在の累積取得自己株式                            | 830,000 |         | 512,110,000 |
| 自己株式取得の進捗状況(%)                             | 92.22   |         | 92.22       |

平成22年7月31日現在

| 区分                                       | 株式数(株)  |         | 価額の総額(円)    |
|--|---------|---------|-------------|
| 取締役会(平成22年7月8日)での決議状況<br>(取得期間平成22年7月9日) | 200,000 |         | 123,000,000 |
| 報告月における取得自己株式(取得日)                       | 7月9日    | 156,800 | 96,432,000  |
| 計  | -       | 156,800 | 96,432,000  |
| 報告月末現在の累積取得自己株式                          | 156,800 |         | 96,432,000  |
| 自己株式取得の進捗状況(%)                           | 78.40   |         | 78.40       |

## 2 処理状況

該当事項はありません。

## 3 保有状況

平成22年4月30日現在

| 報告月末日における保有状況 | 株式数(株)     |
|---------------|------------|
| 発行済株式総数       | 34,758,900 |
| 保有自己株式数       | 6,335,220  |

平成22年5月31日現在

| 報告月末日における保有状況 | 株式数(株)     |
|---------------|------------|
| 発行済株式総数       | 34,758,900 |
| 保有自己株式数       | 7,165,220  |

平成22年7月31日現在

| 報告月末日における保有状況 | 株式数(株)     |
|---------------|------------|
| 発行済株式総数       | 34,758,900 |
| 保有自己株式数       | 7,322,020  |

#### 4. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第25期)の提出日(平成21年11月24日)以降、本有価証券届出書提出日(平成22年9月9日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成22年4月20日提出の臨時報告書)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 報告内容

##### 主要株主の異動

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなったもの 株式会社ベネッセホールディングス

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 48,635個

異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 14.61%

異動後 - %

(注)「総株主等の議決権に対する割合」は、平成22年2月28日現在の総株主等の議決権の数332,864個に基づき算出しております。

##### (3) 当該異動の年月日

平成22年4月15日

##### (4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発効済株式総数

資本金の額 965,159,700円

発行済株式総数 34,758,900株

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                             |                          |
|---------|---------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第25期)      | 自 平成20年9月1日<br>至 平成21年8月31日 | 平成21年11月24日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第26期第3四半期) | 自 平成22年3月1日<br>至 平成22年5月31日 | 平成22年7月13日<br>関東財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年11月21日

株式会社明光ネットワークジャパン

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 一 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明光ネットワークジャパンの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパンの平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年8月28日開催の取締役会において、業務資本提携に伴う第三者割当による自己株式処分について決議し、払込は平成20年9月17日に完了している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月15日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、平成20年10月16日に実施している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月22日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、平成20年10月23日に実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年11月20日

株式会社明光ネットワークジャパン

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 一 彦

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社明光ネットワークジャパンの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパンの平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年8月27日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の全株式を譲り受ける決議を行い、同日、株式譲渡契約を締結し、平成21年9月2日付で全株式を取得している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年9月7日開催の取締役会において、株式会社東京医進学院の株式の取得に伴い、同社に対する支援策として金融機関借入の肩代わり資金の貸付並びに同社の第三者割当増資の引受けについて決議を行い、平成21年9月30日付で貸付及び増資の引受けを実行した。



### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社明光ネットワークジャパンの平成21年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社明光ネットワークジャパンが平成21年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月9日

株式会社明光ネットワークジャパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 和 臣 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 一 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明光ネットワークジャパンの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第25期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年9月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパンの平成21年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月7日

株式会社明光ネットワークジャパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村和臣 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎一彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社明光ネットワークジャパンの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパン及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。